特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名			
7	南九州市	介護保険関係事務	基礎項目評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南九州市長

公表日

令和7年6月11日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険関係事務				
②事務の概要	介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に関する証明書等の発行 ⑧介護保険に関する証明書等の発行 ⑧介護保険資格台帳の照会 ⑨公金受取口座を活用した給付等				
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ				

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表 100項

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	か か番号の利用等に 用 寺定個人情報省令) 情報提供事務)	関する法律第 第2条の表	情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するたき十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利3,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

南九州市情報公開·個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

南九州市情報公開·個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	令和7年6月6日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和7年6月6日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書] - - カ <i>ご</i> わ 素占項日	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 評価書又は全項目評価書において、リス	全項目評価書		
載されている。	心(及民)に グいては、て	10(10至点块口)	叶 画音人 は主張日叶 画音 に636・C、ソハ	· 〉▷ ⅓ ₩ O〉 □+ ₼ш // · □U		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	クシステムを通し	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	58]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供 ネ	ットワークシステ	ムを通じた提供を除く。)]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	56]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	55]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用)は、USBメモリをパスワードにより解除すること、申請書等に記載された特定個人情報についてはマスキング処理等を行うこととしている。				
9. 監査					
実施の有無	[] 自己点検 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> <選択肢> 「 十分に行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	さられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。				

変更簡所

変更箇層	听				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月1日	I -4-②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第7号 別表第二 1.2.3.4.6.26.30,33.39.42.56の 2.58.61.6.80,87.90,94.95,117の項 (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項	(情報提供事務) 番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,108の項 (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項	事後	
	I-5-②所属長	長寿介護課長 松窪 和文	長寿介護課長 東 成功	事後	人事異動による変更
	I-5-②所属長 IVリスク対策	長寿介護課長 東 成功 なし	長寿介護課長 9項目の記載追加	事後 事後	様式の追加
	I −4−②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第7号 別表第二 1.23.4.6.8.11.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.87.90,94.95,108の項 (情報照会事務) 番号法第19条第7号 別表第二 93,94の項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 1,2,3,46,81,126,30,33,39,42,56の 2,58,61,62,80,87,90,94,95,108の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 93,94の項	事後	The same of the sa
令和5年1月17日	Ⅰ-1-②事務の概要	介護保険法、その他の介護保険に関する法律 及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、 賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関す る調査を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用す る。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況のの要 ⑤介護保険料の納入状況のの要 「⑤介護中ビス受給のための要 度の大認定、負担限度額認定、給付制限の実 施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定 の実施 ⑦介護保険に関する証明書等の発行 ⑧介護保険に関する証明書等の発行 ⑧介護保険資格台帳の照会	介護保険法、その他の介護保険に関する法律 及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、 賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関す る調査を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用す る。 ①介護保険料額の算定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 《介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請 受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実 施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定 の実施 ⑦介護保険に関する証明書等の発行 ⑧介護保険に関する証明書等の発行 ⑧介護保険に関する証明書等の発行 ⑧介護保険に関する証明書等の発行	事前	
令和5年1月17日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項	番号法第9条第1項 別表第一 68項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律 第9 &	事前	
令和7年6月6日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律 第9 条	番号法第9条第1項 別表 100項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9 を	事後	
令和7年6月6日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号 別表第二 1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.56の 2.58.61.62.80.87.90.94.95,108の項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 93,94の項	第号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(利用特定個人情報省令)第2条の表(情報提供事務) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項	事後	
		<u> </u>	(情報照会事務)		
		1			1